

議案第三十五号

子育てしやすい福島県づくり条例の一部を改正する条例

子育てしやすい福島県づくり条例（平成二十二年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。」を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。